別記様式第３の７（第７条の７関係）

放置違反金公示納付命令書

１　納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

２　納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

３　納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和８年11月　９日

長崎県公安委員会　印

長崎県公安委員会之印

弁明通知書番号
92-101-260814-016001
92-101-260814-617877
92-101-260821-021001
92-101-260825-021001
92-101-260904-021007
92-104-260802-065001
92-104-260824-064007
92-104-260903-064007
92-118-260728-195004
92-118-260808-617358
92-118-260819-195005
92-118-260819-618253
92-118-260820-195005
92-118-260824-195002
92-118-260824-195004
92-118-260825-195001
92-118-260825-195002
92-118-260826-195003
92-118-260827-195002
92-118-260902-195002

弁明通知書番号
92-118-260903-618257
92-118-260908-195001
92-118-260911-195001